

令和4年2月15日

障害児通所支援事業所 各位

碧南市福祉子ども部福祉課長

まん延防止等重点措置の継続による新型コロナウイルス感染症対策に係る障害児通所支援の対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、令和4年1月21日に実施された愛知県のまん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで継続されることに伴い、本市の取扱いについて下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの提供について

令和4年1月24日付けの通知において、障害児通所支援における代替的なサービスの提供を令和4年2月13日まで適用可能としていましたが、引き続き令和4年3月6日まで適用できるものといたします。なお、感染状況によりまん延防止等重点措置の実施が早期に解除された場合であっても本取り扱いの終期は変更いたしません。

ただし、代替的なサービスとして在宅におけるサービス提供を行う場合は、サービスの質の向上及び提供状況の把握のため、在宅サービス提供状況報告書を作成し、翌月10日までに下記担当までご提出ください。なお、総括表につきましてサービス種別欄を設けましたので、サービス種別を記入のうえご提出ください。

2 その他

本市で支給決定をしている利用者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに下記担当までご一報ください。また、国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

なお、本取扱いは障害福祉サービスは対象となりませんのでご注意ください。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉子ども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp